

第16回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月28日(木)午後2時30分から午後3時25分
2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室
3. 出席委員 17人
会長 17番 山田健一
会長職務代理者 11番 山本登
委員 1番 居内和則
2番 鬼塚秀明
3番 鎌田直人
4番 川崎伸弘
5番 遠藤優一
6番 福田稔
7番 松尾貴子
8番 藤田政揮
9番 中川一弘
10番 立石雄治
12番 小田切英治
13番 佐々木義彦
14番 鈴木圭一
15番 矢萩一毅
16番 首藤勝広
4. 欠席委員 無し
5. 議事日程
議案第 1号 現況証明について
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号 農地等の所有権移転について
議案第 4号 農地の転用について
議案第 5号 農地等の転用並びに権利の設定について
議案第 6号 網走市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)について
議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 8号 農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 9号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について
議案第11号 農業委員会等に関する法律第38条第1項に係る意見の提出について
6. 議事録署名委員 12番 小田切英治 14番 鈴木圭一
7. 出席事務局職員
事務局長 川合正人
事務局次長 本間保司
農地係長 石垣友伯
事務局主査 竹岡亮
農地係主事 猪股路子

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第16回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。
議長	本日の出席委員は、17名で定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。本日の会議の議事録署名委員として、12番小田切委員、14番鈴木委員の両委員を指名いたします。 それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「現況証明について」を議題とします。議案第1号については、初めに1番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、16番の首藤委員の退席を求めます。 (首藤委員 退席)
事務局 議長	事務局に、議案の説明を求めます。 (議案第1号1番の朗読説明) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号1番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。 (首藤委員 着席)
事務局 議長 5番	次に議案第1号2番から9番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。 (議案第1号2番から9番の朗読説明) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。5番についてお聞きします。鱒浦●●についてですが、非農地として証明取得後、願出人が所有する周辺地を含めて売却されると聞いています。その周辺地の一部を貸借して堆肥盤施設を利用されている農業者がいますが、売却先はその農業者以外ということで話が決まっているようです。その農業者からは売却するなら欲しかったというお話がありましたので、今後、同様な事例があった場合、可能であればその土地を利用している農業者が取得できるような対応を図れればと思います。
議長	現況証明申請を受理した時点で特に問題がなければ、事務局はそれを処理しなければならないということをご理解願いたい。委員の皆様は、地元の情報に常にアンテナを張ってご対応いただきたいと思っております。
事務局	経過をご説明いたします。9月の中旬頃、鱒浦●●、●●だけではなく、願出人が所有されている土地を全部売却したいという相談が、ご本人ではなく、仲介事業者からありました。その中で鱒浦●●、●●については公簿が畑だが現況も畑という取扱いになるのかとの相談がありました。この過程において、売却先については伺っておりま

せん。売却したいという土地は、議案資料9ページの地番図の中では、鱒浦●●、●●●の農地のほか鱒浦●●、●●●、●●●で、更に地番図には入っていないのですが字藻琴にも山林、原野を所有しており、そちらも売却を考えているようでした。鱒浦●●、●●●以外は全て農地ではないので、事務局では詳細は伺っておりません。

議長

農地以外であっても堆肥盤として使用していれば、所有者と借主の間でなんらかの契約があるものと思われれます。所有者が売却したいとなった時に借主に声がかからなかったのは何か理由があるのかという気がします。はっきりしたことは分かりませんが、いづれにしても、日頃より所有者と連絡をとり、農地パトロールを行い、地元の農地等の状況を把握するというのが我々農業委員の職務でありますので、皆様よろしく願います。そのほか質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第1号2番から9番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号の朗読説明)

なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地等の所有権移転」についてを議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2～7ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農地の転用について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号につきましては、農地法第4条の許可要件を満たす必要がございます。

ますが、申請書と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の9～10ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号については、農地法第4条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地等の転用並びに権利の設定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号につきましては、農地法第5条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の11～16ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号については、農地法第5条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「網走市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号の朗読説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第7号については、始めに1番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、8番藤田委員の退席を求めます。

(藤田委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第7号1番の朗読説明)

なお、議案第7号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の17ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ご

ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第7号1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(藤田委員 着席)

次に、議案第7号2番から4番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第7号2番から4番の朗読説明)

なお、議案第7号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の17ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第7号2番から4番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第8号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第8号の朗読説明)

なお、議案第8号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の17ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第8号については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第9号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定に

について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第9号の朗読説明)

なお、議案第9号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の17ページに記載しております。

また、2番の農用地利用集積計画の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の18ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第9号については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について」を議題とします。議案第10号については、初めに1番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定より、委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番の佐々木委員の退席を求めます。

(佐々木委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第10号1番の朗読説明)

なお、議案第10号の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の19に記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第10号1番につきまして、中間管理事業に伴う

農用地地利用配分計画(案)の作成は適当である旨の答申をすることに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(佐々木委員 着席)

次に、議案第10号2番から5番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第10号2番から5番の朗読説明)

なお、議案第10号の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の19ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第10号2番から5番につきまして、中間管理事業に伴う農用地地利用配分計画(案)の作成は適当である旨の答申をすることに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第11号「農業委員会等に関する法律第38条第1項に係る意見の提出について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第11号の朗読説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第11号につきまして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第16回総会を閉会いたします。